

特別寄稿論文

非行少年に対する法的対応システム についての日中比較

蘇 明 月

[要旨] 日本では、非行少年に対して刑事司法システム・少年保護司法システムそして児童福祉行政システム三つの法的対応システムが設けられている。家庭裁判所はシステムの結び付けと少年事件の分流について主導的な役割を果たしている。それと対照に中国では、未成年者の犯罪や重大な不良行為案件に対して刑事司法システム内の対応と刑事司法システム外の対応の二つに分けられていると言える。案件の処理と分流は流線型となっており、最終的に刑事司法システムに入る案件は未成年者の犯罪案件に関するものに限られる。日中両国において実践されている少年事件処理のプロセスと矯正を比較した後に結論を示し、さらに少年法の制定と実施は中国の少年司法制度の独立を実現するための鍵であることを述べる。

はじめに

近年、中国の学界にて「……研究三十年」という言葉がよく見られる。20世紀70年代末の中国の改革開放から今まででちょうど三十年を経た。三十年前は放置されていた多くのことが見直された。その間、さまざまな学科や学術研究は同時に歩き出していたとは言えない。にもかかわらず、今現在は同時に顧みてその三十年の間に読んだもの、書いたもの、逸したもの、また残ったものを一斉に整えて総括している。まさに登山者が一つの目標に到達し

た後、振りかえって登った路を眺めているようなものである。

これは学術評価の一つの方法であり、歴史を考察して自己を反省するものである。それは「縦断的評価」とも言える。それにもう一つの方法、いわば私たちがよく用いられている比較研究という方法がある。比較研究において一つの主要な問題は比較された単位を確定することであり、一つ標準的な方法はある国あるいは制度を探してそれと比較すること、すなわち違った国の制度の中から比較できる「対応相似点」を探すということである¹。それにより、相手を参照して自身の制度を検査する。そのような方法は私たちと同輩との比較から自分の長所と短所を検査するのに似ている。そうした方法は「横断的評価」とも言える。

本稿は横断的な比較の方法を用いる。文章の長さの制約と筆者の能力を原因として少年司法に対して全体的な評価はできない。ここではとりあえず日中両国の少年案件の処理プロセスと矯正における比較から中国における重大な違法少年と犯罪少年の法的対応制度の特徴と問題点を考察してみたい。比較対象と文章の構成についての三つの説明：

- 一 少年保護司法システムを比較対象とする。中国と日本両国においても当為と事実、理論と実践の違いがある。本文では事実的な日中の少年非行に対する法的対応制度を見本として比較して、学者の間における当為的な論争に言及しないことにする。
- 二 比較の目的は中国の非行少年に対する法的対応制度の特徴と問題点を見つけることであり、将来の日本における少年法の修正動向等の問題には言及しない。
- 三 文章の構想については二つの構想があり得る。一つの構想は、日中両国における少年非行に対する法的対応制度の内容をいくつかの部分に分解し、別々に対比するというものである。もう一つの構想は、国別によって別々に全体的に論述してから評論するというものである。前者の方法や対比点は明確だが、異なった文化を背景とした刑事手続各方面の内容を簡単に並列してしまうという疑念が生じる。後者の方法は全体的に理解・把握しやすいし、論述もはっきりしていると考えられる。したがって、筆者は後者の構想を用いることにしたい。

1 日本における少年事件の処理プロセスと矯正

1 対象となる少年

日本で少年法と少年保護司法システムによって扱われる対象は「非行少年」と言われる。非行少年にはさらに犯罪少年、触法少年と虞犯少年に分けられている。犯罪少年と触法少年は刑法を違反する行為においては同じだが、ただし、日本の刑法では14歳未満の者は一律に責任能力がないとされている(41条)。その規定により、少年法では刑罰の対象となり得る14歳以上20歳未満の「犯罪少年」と刑罰を科されない14歳未満の「触法少年」と区分されている。「犯罪少年」及び「触法少年」と違って、「虞犯(犯罪を行う危険性がある)少年」は刑罰法令に触れなく、ただ「虞犯(犯罪を行う危険性がある)事由」と呼ばれる行状が見られ、彼の性格と環境によって将来は犯罪する可能性がありあるいは刑罰法令に触れる危険性(「虞犯性」と言われる)がある。

2 法的な対応システム

日本では非行少年に対して三つの異なるシステムが設けられている。それは非行少年に刑罰を科するシステム(以下は「刑事司法システム」と呼ぶ)、保護処分を行うシステム(以下は「少年保護司法システム」と呼ぶ)と福祉的措置を実施するシステム(以下は「児童福祉行政システム」と呼ぶ)である²。

日本の児童福祉法は少年法から独立しており、その規定により18歳未満の者は児童とされている。少年法と同じくこの法律は「少年の健全な育成を期する」ことを目的とし、都道府県知事及びその委任を受ける「児童相談所長」等の行政機関により「福祉的措置」の決定と実施がなされる。それらの福祉的措置を受ける児童は、おおむね、心身に障害がある児童、孤児、虐待される児童など非行行為をしたことがない児童である。ただし、18歳未満の非行少年も児童福祉法の保護の対象となることがある。

3 少年事件の分流

触法少年あるいは虞犯少年の場合、児童福祉法の規定が最優先に考えられ

る。家庭裁判所は各都道府県または児童相談所から移される少年案件を受けてから、審理・決定することができる。14歳以上の虞犯少年であれば、少年案件を発見した人は原則上家庭裁判所に通告しなければならない。だが、それと同時に、18歳未満の虞犯少年に対して警察または保護者が直接家庭裁判所に移すあるいは通告することより福祉的措置を行う方が適当と判断する場合には、児童相談所に直接通告することもできる。

犯罪少年である場合には、道路交通法に違反して罰金を払う場合等を除き、罰金以上の刑罰を受ける可能性がある案件は警察より検察官に移す。

検察官は犯罪の疑いがあり、または犯罪の疑いがなくともその案件を家庭裁判所に送致する理由があると考えられる場合、家庭裁判所に送致しなければならない。案件を送致する時、検察官の少年に対する処遇意見も一緒に送ることができる。

4 家庭裁判所を中心とする処理プロセス

(1) 家庭裁判所の調査と少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は検察官から送致してきた事件を受けた後、その事件について調査しなければならない。家庭裁判所調査官に少年、保護者あるいは参考人を調査するように命令を出してもよいし、少年を少年鑑別所に移して資質鑑別を要求することもできる。

調査の結果により、家庭裁判所は児童福祉法に規定している措置で十分だと考える時、案件は都道府県知事あるいは児童相談所長へと移さなければならない。一方、開廷できないもしくは開廷審理に適当でない場合では、審判不開始の命令を出す形で案件を終結する。もし開廷審理すべきだと考えると、開廷審理を決定する。

(2) 家庭裁判所の審判

家庭裁判所の審判は単独制を採るのが通常である。もし合議制を採る必要があると考える場合は複数の裁判官が審判を行い合議制を採るものとされた。審判は公開していない。審理期日は少年及び保護者を召喚して、必要がある時、家庭裁判所調査官の出席を要求する。審判の間に少年の親戚、教師

及び他の列席できる人が傍聴することが認められている。必要があると認められる場合は検察官も審判に出席する。検察官は一定の場合に証人に対する尋問、少年に対する発問、証拠調の申出、意見陳述も認められている。

(3) 少年事件の審理結果

少年事件の最終的な審理結果には審判不開始決定、不処分決定、児童福祉機関送致決定、検察官送致決定または保護処分決定がある³。

審判不開始決定は最初に審判を開始しないと決定することである。不処分決定とは、審判を開始した上で、児童福祉機関送致決定・検察官送致決定・保護処分決定のいずれもなさないことである。

児童福祉機関送致決定により、事件は児童福祉行政システムに移される。厚生労働省の所管する機関が中心となる児童福祉行政システムは、少年保護司法システムに比べて、より法的な強制力が低いものと言える。

検察官送致決定は「逆送」とも呼ばれる。検察官から家庭裁判所へ送致された「犯罪少年」の事件を審判の結果として再び検察官に送致するからである。検察官送致決定により、「犯罪少年」の事件は刑事司法システムに移される。成人に対する刑事手続に準じた少年刑事司法システムは、少年保護司法システムに比べて、より法的な強制力が高いと言える。

5 家庭裁判所から分流した事件の処理と執行

(1) 刑事司法システムに送致した事件

検察官は家庭裁判所から逆送された案件を受けてから、刑事司法システムに入ることになり、原則的に公訴を提起しなければならない。事件のプロセスはだいたい成人案件のプロセスと同じだが、審理を経て保護処分を採るべきと考える場合には、この決定に基づき事件は再び家庭裁判所に送致されることになる。

犯罪時18歳未満の少年に対して、死刑に当たる罪の案件は無期懲役を処する。犯罪時18歳未満の少年の無期懲役に当たる罪の案件についても、10年以上15年以下の懲役を処する。長期3年以上の懲役・禁錮に当たる少年案件については、この刑期以内で不定期的な刑罰に処する。(不定期刑は長期と短期か

ら成り、短期は5年、長期は10年を越えないものとされている。)

(2) 保護処分の執行

保護処分は保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致の3種類から成る。

① 保護観察

保護観察とは、社会の中で通常の生活を営ませながら、生活の目標や指針を定めて守るように指導監督すると共に宿泊所の提供や就職の援助等について補導援護することを通じて、更生を促進しようとする制度である。社会内処遇の一形態である。保護観察自体は保護処分として付される場合の他、少年院からの仮退院また成人も含めて刑務所からの仮釈放の場合や保護観察付執行猶予の場合等も実施される。

② 児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設は、いずれも厚生労働省の所管する児童福祉施設である。これらの児童福祉施設における処遇はあくまでも18歳未満の者である「児童」に対する自立に向けた援助として位置付けられている。これらの施設では、保護処分によって送致されてきた児童だけでなく、児童相談所を通じて措置された被虐待児童等と共に生活することになる。とりわけ児童養護施設ではその傾向が強い。そこで、少年院と異なり、開放的な施設となっている。(例外として、国立の児童自立支援施設には、児童の行動の自由を制限する等の強制的措置を行うための設備(寮)がある。)

③ 少年院送致

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された者並びに少年院において刑の執行を受ける者を取容し、これに矯正教育を授ける施設である。こうした少年院における処遇は施設内処遇の一形態である。少年院では、「個別的処遇計画」に基づく処遇の個別化と分類処遇が積極的に図られてきた。少年院には、初等少年院、中等少年院、特別少年院、医療少年院の4種類がある。

少年院と児童自立支援施設とは、処遇の基本的な方法論に違いがある。その違いは、少年院の「育て直し」と児童自立支援施設の「育ち直し」とい

う形で表現されることがある。かつては、それぞれが「矯正」院と「感化」院と呼ばれていたように、外部的な力を用いて処遇を行うか、児童の内部的な力に頼って処遇を行うかの相違がある。

図1で示した日本の少年事件処理のプロセスから見れば、非行少年に対する矯正は司法（家庭裁判所）を中心にして展開され、家庭裁判所は案件全体の審査と全面的な調査により非行少年の処遇方法を決めるということが分かる。

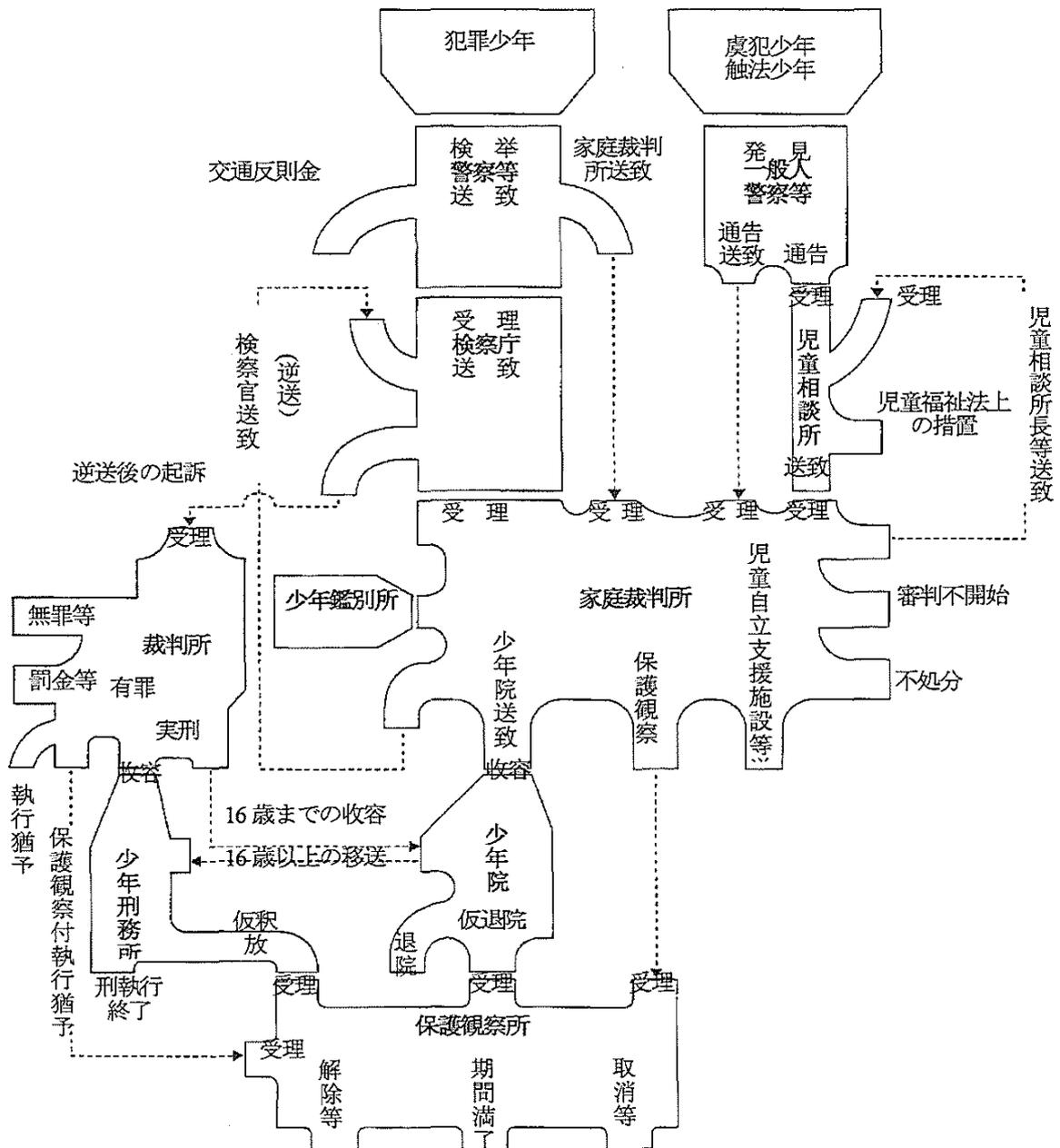


図 14

2 中国における未成年犯罪及び重大的な不良行為案件の処理のプロセスと矯正

1 対象となる者と法制度

中国では未成年者の犯罪案件及び非行、重大な不良行為案件について定めている法規定は二つの種類に総括できる。すなわち刑法内における規定と刑法外における規定である。

刑法内において、未成年者犯罪の概念は刑法の総則に規定される犯罪概念と刑法各則に各犯罪についてある規定に従う。この部分は日本少年法に規定される非行少年の一種類である「犯罪少年」と対応する。中国では、未成年者の犯罪案件とは、被告人が罪を犯したとき14歳以上18歳未満の少年であった場合の犯罪案件のことを指している。

刑法外において、未成年者の非行、重大的な不良行為案件に対する処理の方法は以下のように定められている。

(1) 収容教養

中国刑法17条と『未成年者犯罪予防法』38条の規定により、未成年者は16歳未満の場合、刑事処罰を与えないが、家長又は保護者に責任をもってしつけを行わせるべきであり、また現実の状況に基づき政府が収容して教化してもよいものとされている。収容教養の対象は刑法に違反する行為をしたものの、刑法上の規定により刑事責任年齢になっていないので刑事責任を負わない者であり、日本の少年法に規定される「非行少年」の中の「触法少年」と対応する。14歳以上の少年は収容教養の対象となり、14歳以下の未成年者は一般的に収容しないが、行為が極めて重く且つ省、自治区、直轄市の公安部門によって批准された場合は例外として収容される。

(2) 労働教養

労働教養の法的性質については論争がある。それは刑事処罰の一つではないし、治安管理处罰でもないし、簡単な教育措置でもないし、刑事処罰と治

安管理処罰の間にある強制性及び独立性のある治安行政処罰措置である⁵。労働教養は主に成人に対応する制度であり、少年矯正の領域で適用される対象は16歳以上の者である。

(3) 治安処罰

治安処罰は行政処罰の一種であり、対象は治安管理に違反する者である。未成年者は『未成年者犯罪予防法』に規定される一般的な不良行為と重大な行為をしたとき、治安処罰の対象となる。14歳未満の者は治安管理に違反する場合、処罰を与えないで、保護者に責任を持ってしつけを行わせるべきものとされる。

(4) 収容教育

収容教育は売春・買春の行為を実施した者に対して用いられる行政強制措置である。14歳以上18歳未満の未成年者も適用の対象となる。収容教育の期間中には、精神面では道德教育を行い、文化面では勉強に取り組み、また生産労働に従事させられる。収容教育しても反省しなく再び売春・買春をする場合、労働教養を主管する政府の労教委員会によって労働教養をさせることを裁定する。

(5) 強制的に薬物を断つ

強制的に薬物を断つことは保安処罰の一種と見られており、麻薬を吸う、注射する者に対して用いられる強制教育と治療措置から成る。未成年者が薬物に依存している場合には、こうした強制医療の対象にもなれる。もし薬物を断った後、再び吸いはじめた者については、労働教養をさせることを裁定する。

(6) 工読学校

工読学校は違法だが軽微な犯罪行為が見られ、品行が悪い未成年の中学生に対して、教育を与えて働きながら勉強させる学校で、普通教育の中の特殊な形式としてある。工読学校が入学を募集している対象は12歳以上18歳未満

の客観的に違法だが軽微な犯罪行為が見られ何度教えても改めない少年である。現在、工読学校の入学手続は従来の厳しい審査手続きから家長，学校，工読学校の協議の一致により決定する手続へと変わってきた⁶。北京市海澱区の工読学校の例を挙げると，20世紀90年代の初めにこの工読学校で勉強していた未成年者はだいたい暴力犯罪に関連していたが，現在ではインターネットに夢中になったり，タバコ中毒になっていたり又は学校をさぼったりしていることに関連する場合が多い⁷。

(7) 福祉保護措置

政府の民政部門及びそれが主管する福祉機関により市区内において養護教育を失った，流浪している未成年者または孤児に対して収容する教育措置である。

(8) 社会の援助教育

社会の援助教育は行政処罰ではないし，刑事処罰でもない，群衆性・社会性のある援助教育の方法である。援助教育の対象は学校，各種団体，居委会，村委会及び家庭等により相談して決める。

上述の事実的な未成年者犯罪案件，非行及び重大な不良行為等の案件についての処理方法から見ると，それらの法制度は刑事司法システムと刑事司法外システム，すなわち行政システムに分けられている。

2 未成年者案件の分流と処理

(1) 公安機関の分流と処理

「公安機関が未成年者の違法犯罪案件を処理する規定」8条の規定により，未成年者の違法犯罪案件は以下の通りとなっている。

- ① 14歳以上18歳未満で罪を犯した者，刑罰を与える必要がある案件；
- ② 刑法に規定される政府による収容教養の案件；
- ③ 16歳以上18歳未満の者に労働教養を実施する案件；
- ④ 14歳以上18歳未満の者が治安管理规定に違反して，治安処罰を受ける案件；

- ⑤ 18歳未満の未成年者の収容教育の案件；
- ⑥ 18歳未満の未成年者に強制的に薬物を断たせる案件。

その中の①の犯罪被疑者については、公安機関が捜査を終了した案件は犯罪の事実が明晰であり、証拠が確実・充分であるものにすべきであるとされており、起訴意見書を書いた後で案件の資料、証拠と一緒に同級の検察院に移すことになる。

(2) 検察機関の分流と処理

検察院は未成年者の犯罪被疑者を審査して起訴するか否かを決定するとき、家長あるいは他の法定代理人、弁護士、未成年被害人及びその法定代理人の意見を聞くべきものとされている。また、検察院は未成年者の犯罪被疑者の起訴を審査するとき、未成年の犯罪被疑者に尋問すべきであるとされる。

公訴を提起する未成年者の案件について、もしそれが成人との共犯の案件である場合、別々に処理すべきである。公訴人は法廷に出て公訴を支持するとき、未成年被告人の犯罪構成及び処罰を減軽あるいは免除する情状と法律根拠を十分に述べるべきである。

検察院は情状軽微の犯罪につき、刑法の規定により刑罰を与えることを必要としないあるいは刑罰を免除する場合には、検察委員会の討論に基づく決定により、起訴しないことを決定できる。

(3) 裁判所の審理と分流

14歳以上16歳未満の未成年者の犯罪案件に対する審理は一律に公開していない。16歳以上18歳未満の未成年者の犯罪案件に対する審理も一般的に公開していない。被告人が未成年者である場合に弁護人を依頼していないとき、裁判所は法律援助の義務を負う弁護士から未成年被告人の弁護人を指定すべきであるものとされる。

裁判所は未成年者を有罪と判決するとき、判決を言い渡した後に合議廷が、訴訟の参加人を組織して、未成年被告人を教育することになる。もし未成年被告人の法定代理人以外に他の成年の親戚あるいは学校の先生、公訴人

等が参加することで教育・感化の活動に一層有利だと考える場合、その人たちに教育を要請してもよい。

一方、未成年者が無罪あるいは刑罰を免除するとの判決を受けるとき、被告人が勾留されている場合は、即刻釈放するのが当然である。だが、それと同時に刑法17条と『未成年者犯罪予防法』38条の規定により、未成年者は16歳未満で刑罰を与えない場合には、家長又は他の保護者に責任をもってしつけを行わせるべきであり、必要と認められるとき、政府は収容して教化してもよいものとされている。

3 少年案件が分流された後の執行と矯正

(1) 刑罰の執行

中国刑法の規定により、犯罪を行ったとき18歳未満の者には死刑を適用しない。懲役の執行は成人と分けられ、未成年管教所において教育改造を行われる。無期懲役は14歳以上16歳未満の者に対して犯罪行為の極めて重大なもの以外は一般的に適用していない。拘役刑は拘役所で執行される。管制刑は公安機関に渡して管束されるまたは群衆により監督改造される。

未成年者について適用される財産刑は一般的に財産没収を含めていない。犯罪の情状、たとえば獲得した違法財産の数や起こした損害の数などにより、犯罪人の罰金納付の能力を考慮しながら、罰金刑を科する。

資格刑について、刑法に規定されている政治的な権利を奪うべきである場合以外には、未成年者による犯罪に対して一般的に政治的な権利を奪う刑罰を付け加えない。もし未成年者による犯罪に対して政治的な権利を奪うことになるなら、刑を軽くして判決を下すべきであるとされる。

(2) 非刑罰的な方法

未成年者犯罪に対する非刑罰的な処理方法には経済的損失の賠償と損害の賠償、訓誡・役所に保証書を提出して過ちを認めまた被害人に詫びること、収容教養、家長及び保護者にしつけを行わせること、強制的に医療を実施すること、没収、労働教養、工読学校への送致、社会矯正及び援助教育措置等がある。

上述の部分をもとめると、目下中国で行われている未成年者の重大な不良行為・犯罪案件の処理プロセスとして図2で示すものになるだろう。(図2参照)

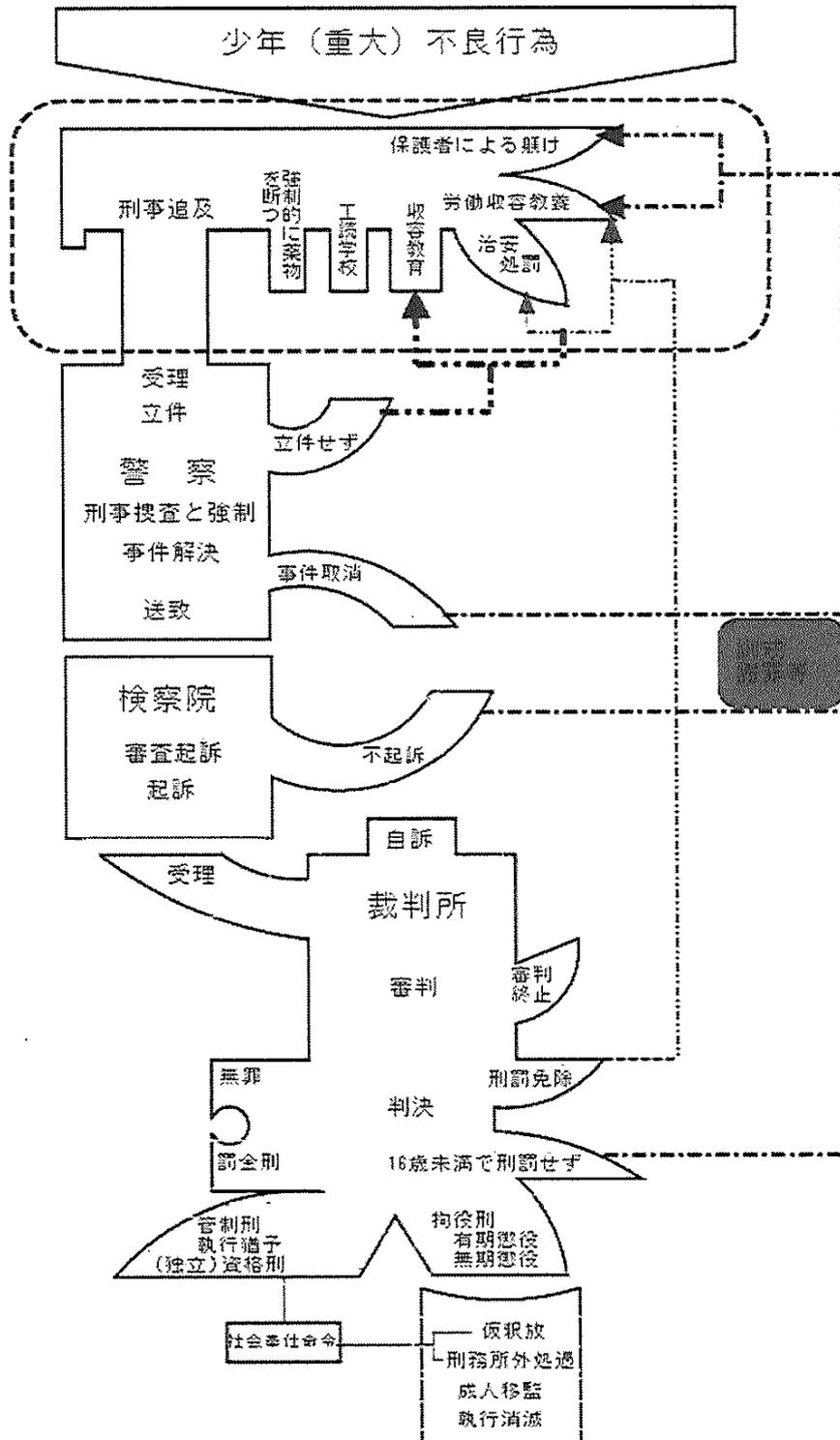


図 28

3 日中における少年事件の分流と処理のプロセスから少年司法の形式を考察する

1 少年事件を分流する主体について

事実として少年事件を処理するプロセス図が示しているように、日本で非行少年の事件に対応するものとして三つの制度的システムがある。すなわち刑事司法システム、少年保護司法システムと児童福祉行政システムである。その中で少年保護司法システムを中心として、少年事件の処理と分流を決する主体は家庭裁判所である。家庭裁判所がシステムの間での分流処理を行ない、特に案件を検察庁へ逆送でき、再び刑事司法システムに入力して公訴を提起するに至らせる。

一方、中国では流線式の分流を行い、最初に公安機関が未成年の犯罪案件と重大的な違法案件とを区分し、次は検察機関が起訴あるいは不起訴を決定する形で分流して、最後に裁判所が審判の形で再び分流して、刑罰処罰あるいは非刑罰的処罰等の措置を判決する。このような分流する方法は基本的に二つに分けられる。すなわち、刑事司法システム内と刑事司法システム外に分けられるのである。具体的なプロセスと処罰の上では未成年者は成人から保護規定と措置の面で区別されたが、全体のプロセスは成人の刑事司法システムに従属している。

2 事件分流の形式は法による対象の違いによって決められる

日本の少年法に規定される対象は非常に明確である。すなわち、三種類の「非行少年」である。少年の保護または少年の健全育成を追求するため、これらの少年に対する処理措置は「保護主義優先」の原則を用いて保護措置は司法システム（家庭裁判所を主導とする）の下に監督して実施される。家庭裁判所は伝統的な司法審判の役割を果たしている以外、教育と感化の責任を負っている。たとえば家庭裁判所調査官は、家事案件や少年案件を取り扱う家庭裁判所に属し、法律学や人間行動諸科学の知識を基にして、家庭内の紛争や少年による非行の背後にある人間関係や生活環境を調査する役割を担ってい

る。

中国の少年刑事司法システムは成人刑事司法システムに従属しており、このシステム内で処理されるのは未成年者の犯罪に関わる案件であり、システム外で処理されるのは重大な違法案件である。こうした二つに分けられる方法により、日本の触法少年と虞犯少年に当たるような案件の大部分は司法プロセスに入らず、多くの場合、公安機関により処理されてしまうので、司法における適正手続による権利保障を受けることができない。加えて、労働教養や強制的な医療などの人身の自由を奪う重大な強制措置について、基本的に成人の規定が適用される。

流線式の分流を経て刑事司法システムに入る案件は僅か「非行」少年案件の一部、しかも少数の案件である。犯罪学におけるラベリング理論の視角から見ると、非行少年に刑事法上のラベルを張る結果として生じる悪影響を回避できるが、ただし、個人の権利において、公安行政権は司法権に較べて任意性が高いという欠点があり且つ目前の収容教養や労働教養などの措置が重い状況にあるため、未成年者の権利を十分に保障し難い。

事件分流の形式は法による対象の違いによって決められる。日本の少年保護司法システムは刑事司法システムから独立し且つそれに関連して、犯罪少年・触法少年及び犯罪する危険性がある虞犯少年を法の対象範囲に総括している。事件の処理は家庭裁判所が主導しており、処理の方法については保護処分を優先的に考え、儲槐植教授がまとめた「厳しいが甚だしくない」形式に属する。中国では、犯罪以外の非行あるいは重大的な違法行為が刑事司法システムの範囲の外で処理されて、客観的に見れば司法資源の節約にとっては有利だが、司法以外の行政処理には明確な法規範がないため、少年に対する処理を重くしたり軽くしたりしやすいので、権利保護と犯罪予防の方面から見れば、公正さと効果に失われるものがある。

3 少年司法が独立する鍵は「司法法」の存在にある

「司法法」の特徴は裁判である。法律規定に関して、独立した実体法と手続法が結び合わされる立法の形式を採用。このような立法の形式は現代少年司法制度の基本的なシンボルであり鍵である。まず、立法において、少年司

法システムが「司法システム」になるためには、少年の違法や犯罪に関わる法律・法規が独立していなければならない。それは少年の違法・犯罪行為が成人の違法・犯罪行為とは論理上本質的な違いが存在するということの内在的な要請と外部的な表現である。そうした独立は実質的な要請であり、形式的な要請ではない。その次に、もし少年法の独立性が少年司法制度の実質的な要請と言えるなら、少年司法システムが「司法システム」になるためには、特殊な実体法の規定が必要なだけでなく、手続法の規定がそれ以上に重要となる。手続法の規定があるからこそ少年法が「司法法」になれて、裁判性と操作性を備えることになる。そうでなければ、少年法は「司法法」になれなく、「司法システム」にもなれない。そこで、少年法は、実体法と手続法の結び合わされる方向性において、手続法の作用を過小評価することができない。独立した少年手続法がなければ、少年司法システムがあるはずはない。少年法はこのような「司法法」である⁹。

日中における少年司法システムの相違は「司法法」の特徴を持つ少年法の有無にあると筆者は考える。少年法の支えがなければ、少年司法は成人の刑事司法システムから独立することが難しい。少年法による制約が欠ければ、少年案件を処理する行政権力を制約しがたい。少年法が欠ければ、少年の権利の保護と少年犯罪の予防について長期的な公正さと効率性が実現できない。

たとえ欧米諸国では少年裁判所について存続と廃止の論争があり、少年法が厳刑と寛容の間に動揺され、少年司法が司法と矯正の間に推移されていたとしても、事実において日中における少年事件の処理プロセスについての比較から見れば、少年事件の処理は家庭裁判所により行うべきであり、刑事責任を負わない触法少年と犯罪する危険性がある虞犯少年を含めて「司法法」に総括するべきであり、また、少年司法は具体的なプロセスと措置で成人と区別するだけでなく、刑事司法システムから独立するべきであると筆者は考える。それらの変化の鍵は刑事司法システムの中にある基層的な実践と局部的な試みではなく、全国において統一的且つ明確的な少年法の誕生と適用である。

*蘇明月，北京師範大学刑事法律科学研究院 副教授・法学博士。

- 1 [イタリア] ダビ・ナルケン／張明楷等(訳)『比較刑事司法論』(清華大学出版社，2004年) 6頁。
- 2 石川正興／蘇明月(訳)「和諧社会の建設と犯罪者矯正制度——非行少年に対する法的対応システムの最近改正動向」王牧主編『犯罪学論叢(第4巻)』(中国檢察出版社，2007年) 399頁。
- 3 小西曉和／蘇明月(訳)「少年保護事件の調査・審判と保護処分の現状」『第3回中日犯罪学シンポジウム論文集』(2009年)。
- 4 日本法務所法務総合研究所(編)『犯罪白書』(太平印刷社，2009年) 139頁。
- 5 馬克昌編『刑罰通論』(武漢大学出版社，2002年) 794頁。
- 6 張中劍等『少年法研究』(人民法院出版社，2006年) 36頁。
- 7 鄭褚「工読学校の盛衰と苦しい立場」『中国新聞週刊』2006年第3期38頁。
- 8 この図は蘇明月副教授の「刑事執行法」ゼミにおいて2008級・2009級の法学修士学生が討論した結果であり，程闯氏が整理して完成したものである。
- 9 王牧「わが国が少年司法制度を早く確立するべきである」、『人民法院報』2003年1月6日号。